

e承認サービス(マンション管理組合) < 総合振込利用版 > 管理会社側サービス利用規定(以下、「本規定」といいます)は、株式会社三井住友銀行(以下、「当行」といいます)がマンション管理組合向けインターネット支払承認サービス「三井住友銀行のe承認サービス(マンション管理組合) < 総合振込利用版 >」の管理会社側サービス(以下、「本サービス」といいます)の利用に関して定めたものです。

本サービスの申込人(以下、「契約者」といいます)は、本規定の内容を承諾の上で本サービスを申込みものとし、当行が本サービスを提供するに際しては、当行と契約者との間に以下の規定が適用されるものとします。

## 1. 用語の定義

本規定において使用される以下の用語は、以下の意味を有するものとします。

- 「管理事務」、「管理組合」、「収納口座」、「保管口座」、「収納・保管口座」および「マンション管理業者の登録」は、それぞれマンションの管理の適正化の推進に関する法律及びマンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則に定める意味を有するものとします。
- 「管理受託契約」とは、契約者が管理組合と別途契約する管理組合から管理事務の委託を受けることを内容とする契約をいいます。
- 「管理組合側サービス」とは、当行が提供するe承認サービス(マンション管理組合) < 総合振込利用版 > において、管理組合が利用するサービスをいいます。
- 「e承認システム」とは、当行が本サービスを運営するために使用するシステムをいいます。
- 「端末」とは、当行所定のブラウザソフトを備えた機器をいいます。
- 「ログインID」と「パスワード」とは、契約者が端末により本サービスを利用する際に、e承認システムにログインするためのIDとパスワードをいいます。
- 「管理組合ID」とは、契約者が採番し管理組合毎に付与する管理組合を一意に特定できる番号をいい、契約者と当行は管理組合IDにより管理組合を特定するものとします。
- 「データ伝送サービス」とは、管理組合の占有・管理する端末による依頼に基づいて行う、振込依頼明細(給与または賞与の振込を除きます。)の総合受付及びその明細に基づく振込手続(以下、「総合振込データ伝送」といいます)を行うサービスをいうものとします。

## 2. 本サービスの内容

本サービスは、管理組合側サービスと併せて、管理組合のマンションの管理に必要な各種経費(以下、「管理費用」といいます)の支払等を円滑に実施することを目的として、契約者が登録した管理費用の支払承認依頼について、管理組合が端末を用いて承認や否認を行い、承認された場合に管理費用の請求元への支払を行うサービスをいうものとします。

当行は、契約者が端末を利用してe承認システムに登録した管理費用の内、管理組合が支払承認し、かつ承認取消可能期間を経過した、データ伝送依頼の完了した支払明細に基づき、管理組合の指定口座から振込資金を引落し、総合振込データに基づく振込手続を行うものとします。

## 3. 管理組合の登録

- 契約者が、管理組合より管理組合側サービスの申込書および管理組合の総会議事録等の管理組合側サービスの申込に必要な書類(以下「申込書等」といいます)を受領したときは、管理組合が管理組合側サービスの利用に必要な事項について契約者と管理組合との間で有効な管理受託契約があることを確認したうえで、申込書等を当行に送付することとします。
- 当行は、契約者から申込書等の送付を受けた時点で、管理組合が管理組合側サービスの利用に必要な事項について契約者と管理組合との間で有効な管理受託契約があるものとみなします。
- 当行は、申込書等の記載事項を確認のうえこれを受領するものとします。ただし、申込書等に届出印鑑相違その他の不備があるときその他当行において管理組合側サービスの取扱ができない管理組合の申込書等は、当行はこれを受理せず、すみやかに契約者に返戻します。なお、契約者は取扱ができない事由について当行が契約者および管理組合に開示しない場合がある旨承諾します。また、契約者は、管理組合側サービスの取扱可否は当行が判断するものであることを確認し、一切の異議を述べないものとします。
- 当行は、受理した申込書等に基づき、管理組合が管理組合側サービスの利用に必要な当行所定の事項について利用登録を行います。

## 4. 管理受託契約の解約

- 契約者は、管理組合との管理受託契約を解約した場合、遅滞なく当行に通知するものとします。この解約通知は、契約者若しくは管理組合から当行へ、当行所定の方法によるものとし、この場合、当行は当該管理組合との管理組合側サービスを解約するものとします。
- 契約者は、管理組合との管理受託契約の解約後に、当該管理組合についての管理費用を登録しないものとします。契約者が管理費用を登録した場合、当行は支払承認依頼データの管理組合への通知等の後続処理を行うものとし、これについて生じた損害について当行は責任を負わないものとします。

## 5. 本サービス利用のための情報開示

当行は、契約者が管理組合との間において本サービスの利用に必要な事項について有効な管理受託契約があることを前提に、管理組合に対し、管理組合が管理組合側サービスを利用する上で必要な契約者に関する情報を開示するものとし、契約者はこれに異議なく承諾することとします。同様に、当行は、契約者に対し、契約者が本サービスを利用する上で必要な管理組合に関する情報を開示します。

## 6. 本サービスの取扱日、取扱時間

本サービスの取扱日、取扱時間は、当行が別途定める通りとします。ただし、当行は、この取扱日、取扱時間を契約者に事前に通知することなく変更する場合があります。

## 7. 支払承認依頼及び総合振込データ伝送の振込手続

### (1) 総合振込データの登録

契約者は、管理組合の支払に関する総合振込データを取扱日の取扱時間内に、e承認システムに登録するものとします。

### (2) 管理組合への支払承認依頼の通知

当行は、契約者より登録された総合振込データ中の会社コードに基づき、管理組合の登録情報として保有する会社コードと一致する管理組合に対し支払承認依頼があった旨を通知します。

### (3) 総合振込データ伝送の振込手続

当行は、管理組合が承認し、かつ承認取消可能期間を経過した、データ伝送依頼の完了した支払明細に基づき、振込指定日に当行所定の方法により振込手続を行います。

## 8. 取扱手数料等

本サービスの利用にあたっては、当行所定の契約料、取扱手数料、及び各々にかかる消費税が必要となります。この場合、当行は当該契約料・手数料・消費税を、普通預金規定(総合口座取引規定を含みます。)または当座勘定規定にかかわらず、通帳・払戻請求書、カード、または当座小切手の提出をうけることなしに、契約者が申込書等で指定した手数料決済口座(以下、「手数料決済口座」といいます)から、当行所定の日に自動的に引落します。なお、当行は契約者に事前に通知することなく契約料、取扱手数料を変更する場合があります。また、手数料決済口座として指定可能な預金の種類は当行所定の種類に限るものとします。

## 9. 免責事項他

### (1) 契約者の本人確認

契約者がe承認システムに入力したログインIDとパスワードがe承認システムに登録されているものと一致した場合は、一致後に行った一切の操作について、当行は契約者本人による操作とみなすものとします。この場合、偽造、変造、盗用または無権限使用等の不正使用その他事由のいかんを問わず、そのために生じた損害について当行は一切の責任を負いません。

### (2) 通信手段の障害等

当行の責によらない通信機器、回線、コンピュータ等の障害、電話の不通、または災害・事変、裁判所等公的機関の措置等やむをえない事由により、本サービスの取扱が遅延したり不能となった場合、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

### (3) 通信経路における取引情報の漏洩等

当行の責によらない公衆電話回線、専用電話回線、インターネット等の通信経路において盗聴・不正アクセス等の事由により、ログインID、パスワードその他の本人確認手段、取引情報等が漏洩しても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

### (4) 記録の保存

本サービスを通じてなされた契約者と当行間の通信の記録並びに電子文書等は、当行所定の期間に限り当行所定の方法・手続によって保存するものとします。当該期間経過後は、当行がこれらの記録・電子文書等を消去したことにより生じた損害について、当行は責任を負いません。

### (5) 情報の開示

法令、規則、行政庁の命令等により本サービスに関わる情報の開示が義務付けられる場合(当局検査を含む)、当行は契約者の承諾なくして当該法令・規則・命令等の定める手続に基づいて情報を開示することがあります。当行が当該情報を

開示したことにより生じた損害について、当行は責任を負いません。

### (6) その他

当行は、契約者と管理組合との管理受託契約、取引その他これらに関連する契約、取引(以下、併せて「原取引」といいます)について一切開示しません。したがって、原取引に関する一切の事柄について当行は責任を負いません。

契約者、当行、管理組合の間において紛議が生じた場合は、契約者がすべてその責任と負担をもって対応することとし当行は一切の責任を負いません。この場合、当行に損害が生じた場合は、契約者が補填するものとします。

## 10. 表明・保証

契約者は、管理組合へ管理組合側サービスの紹介、管理組合側サービスの申込及び管理組合側サービスの利用(以下、「本取扱」といいます)にあたり、以下各号の事由を表明及び保証し、本サービス申込日以後において、当該事由を確約するものとします。

- 契約者は、本取扱に関して、管理組合からの要請を受けて、管理組合の利便のためにのみ、管理組合側サービス申込の代理又は媒介を行うものとする。
- 契約者は、当行のために、管理組合側サービスの申込の代理又は媒介を行わないこと。
- 契約者は、マンションの管理の適正化の推進に関する法律その他の法令を遵守すること。

## 11. 管理組合への紹介等

契約者は、管理組合との管理受託契約に基づくマンション管理業務の遂行にあたり、管理組合のマンション管理の合理化及び効率化を図るため、管理組合に対して情報提供を行っており、当該情報提供の一環として管理組合側サービスを紹介するものであり、契約者は管理組合のために以下の行為を行うものとします。

- 管理組合側サービスに係るチラシ、パンフレット及び申込書の配布又は交付(但し、配布又は交付する書類の記載方法等の説明は除く。)
- 当行のインターネットにおける本サービスの案内のURLの紹介
- 契約申込書とその添付書類等の受領及び回収
- 管理組合側サービスに係る当行の担当者の紹介
- その他前各号に関連する事項

## 12. 管理組合への勧誘等禁止行為

契約者は、本取扱を行うにあたっては、当行のために、管理組合側に係る契約の代理又は媒介を行っていると思われるような行為(以下の各号の行為を含むが、これらに限りません。)を行わないものとします。

- 管理組合側サービスに係る契約の締結の勧誘
- 管理組合側サービスに係る契約の勧誘を目的とした商品説明
- 管理組合側サービスに係る契約の締結に向けた条件交渉

(4) 管理組合側サービスに係る契約の申込の受領(単に契約申込書の受領及び回収又は契約申込書の誤記・記載漏れ・必要書類の添付漏れの指摘のみを行う場合を除く。)

(5) 管理組合側サービスに係る契約の承諾

### 13. 本サービスの解約・停止・廃止

#### (1) 解約方法

本利用契約は当事者の一方の都合で、通知によりいつでも解約することができます。なお、契約者からの解約の通知は、当行所定の書面によるものとします。当行からの解約通知に関し、解約の効力は、通知が到着した時点より発生するものとします。なお、通知は、契約者の予め届け出た住所にあてて発送した場合には、これらが延着し、または到着しなかったときでも通常到達すべきときに到達したものとみなします。なお、契約者が解約となる場合は、管理組合側サービスを利用している管理組合も解約するものとします。

#### (2) サービス提供の停止事由

契約者が当行との取引約定に違反した場合等、当行が本サービスの利用停止を必要とする相当の事由が生じた場合は、当行はいつでも、契約者に事前に通知することなく本サービスを停止することができるものとします。

#### (3) 強制解約

契約者に以下の各号の事由がひとつでも生じたときは、当行はいつでも、本契約を解約することができるものとします。この場合、契約者への通知の到着のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を契約者の予め届け出た住所へ発信した時に本契約は解約されたものとします。(但し、号に該当する場合には、当行は契約者に通知することなく、本契約を解約することができるものとします。)

なお、契約者が解約となる場合は、管理組合側サービスを利用している管理組合も解約するものとします。

手形交換所またはこれに準ずる電子債権記録機関の取引停止処分を受けた場合

支払の停止もしくは破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始または特別清算開始その他今後施行される倒産処理法に基づく倒産手続開始の申し立てがあった場合、契約者の財産について仮差押、保全差押、差押または競売手続開始があった場合

契約者の信用状態に重大な変化が生じたと当行が判断した場合

解散その他営業活動を休止した場合

取扱手数料等を2ヶ月連続して支払わなかった場合

当行が定める届出(変更の届出を含む)につき、届出または記載の懈怠があること、または記載内容に誤りがあることが判明した場合

1年以上の当行が相当と認める期間、本サービスの利用がなかった場合

契約者のマンション管理業者の登録がその効力を失った場合

#### (4) 本サービスの廃止

当行は、90日前までの通知により本サービスを停止し、または、廃止することができるものとします。この場合、当行は契約者に代替サービス等を提供する義務はないものとし、本サービスが廃止となる場合は、管理組合側サービスも廃止するものとします。

#### 14. 業務委託の承諾

当行は、当行が任意に定める第三者(以下、「委託先」といいます)に、本サービスサイトを構成している各種サーバーシステムの運用、保守等の業務のほか、本サービスを運営する上で必要な業務の一部を委託することができるものとします。また、当行は必要な範囲で契約者に関する情報を委託先に開示することができるものとします。この場合、契約者はこれらに異議なく承諾することとします。

#### 15. 規定等の準用

本規定に定めのない事項については、契約者の手数料決済口座または管理組合の利用口座にかかる各種規定、振込規定により取扱います。

#### 16. 規定の変更等

当行は本規定の変更が必要であると判断した場合には、契約者に変更内容の通知を行うことにより、本規定の内容を変更することができるものとします。契約者は、通知された内容に同意しない場合には、通知の際に定める、1週間以上の当行が相当と認める期間内にその旨を当行に通知するものとします。当行がこの変更不同意の旨の通知を受領しない場合には、変更同意があったものとみなします。また、変更不同意の旨の通知があった場合には、当行は事前に通知することなく本利用契約を解約することができるものとします。

#### 17. 権利・義務の譲渡・質入の禁止等

契約者は、本利用契約上の権利または義務の全部または一部を他人に譲渡、質入その他の処分をしてはならないものとします。

#### 18. 有効期間

本契約の当初有効期間は契約締結日から起算して1年間とし、契約者または当行から特に申出のない場合に限り、有効期間満了日の翌日から1年間継続されるものとし、以降も同様とします。

#### 19. 準拠法と管轄

本規定は日本法に準拠し、日本法に基づき解釈されるものとします。本規定に基づく諸取引に関して訴訟の必要が生じた場合には、当行の本店または取引店の所在地を管轄する裁判所を専属的合意管轄裁判所とします。

以上

### お客様の情報の利用目的について

私どもは個人情報の保護に関する法律(平成15年5月30日法律第57号)に基づき、お客様の個人情報を、預金や融資業務のほか、銀行が営むことができる業務およびこれらに付随する業務において、下記利用目的で利用いたします。

金融商品やサービスの申込受付、資格等の確認、継続的なお取引における管理、融資取引やリスク商品等の適合性の判断、金融商品やサービスの研究や開発、各種ご提案、お取引の解約や事後管理、権利の行使や義務の履行、与信業務における個人情報機関の利用、委託業務の遂行等、お客さまのお取引を適切かつ円滑に履行するため。

なお、個人情報情報機関より提供を受けた個人情報、ならびに金融分野における個人情報保護に関するガイドライン(平成16年金融庁告示第67号)に定められた機微(センシティブ)情報は、銀行法施行規則等に基づき限定されている目的以外では利用いたしません。